

○総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号
環境省

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第四条第一項の規定に基づき、奄美群島振興開発基本方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和元年六月十八日

総務大臣 石田 真敏
文部科学大臣 柴山 昌彦
厚生労働大臣 根本 匠
農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 原田 義昭

奄美群島振興開発基本方針（令和元年5月7日総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣決定）

I 序文

奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えている。同群島は、昭和28年12月に我が国に復帰した翌年に復興計画が策定されて以降、これらの特殊事情による不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、社会資本の整備が着実に進むなど、地域住民の生活水準の向上をもたらしたほか、平成26年度に創設した奄美群島振興交付金は、農林水産物輸送費や航路・航空路運賃の低廉化、観光旅客の来訪及び滞在の促進等に関する事業への支援を通じ、奄美群島の特性に応じた産業の振興や住民の生活の利便性の向上に大きく貢献してきた。

こうした中、奄美群島においては、依然として人口減少が続いているものの、定住促進の取組等により、近年の人口の社会減は縮小傾向にある。また、世界自然遺産登録に向けた取組ともあいまって入込客数が着実に増加しており、平成30年は過去最高の88万人台を記録し、平成25年から約20万人増加するなど、観光面での追い風も見られる。

一方で、奄美群島では一人当たり所得が全国はもとより鹿児島県と比較しても低く、また、生活保護率も高い水準となっているなど、経済面・生活面で本土との諸格差がなお存在している。

上記のような成果と課題を踏まえ、奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）が改正され、公共事業の国庫補助率かさ上げや奄美群島振興交付金等の特別な措置を引き続き講ずるとともに、その実効性を高めるための交付金制度の拡充等により、産業の振興、定住環境の改善等のソフト施策に力を入れて支援していくこととしたところである。

本基本方針は、法第4条に基づき、国が考える奄美群島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、鹿児島県が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたものである。

関係市町村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることにより、地域住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を策定することが期待される。また、鹿児島県においては、本基本方針に基づき、市町村が作成する振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえた奄美群島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

II 奄美群島の振興開発の意義及び方向

1 振興開発の意義

奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えているが、他方で我が国の領域の保全や海洋資源の利用、食料の安定的な供給等に重要な役割を担っている。平成28年には「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置

法」が成立するなど、国境離島の国家的な役割が再認識される中、奄美群島においても、定住の促進を含め、地域社会の維持に資する取組を積極的に進める必要がある。

また、平成29年3月には奄美群島国立公園として指定されたほか、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を目指し、平成31年2月にユネスコ世界遺産センターへ推薦書が提出されたように、奄美群島は豊かな自然環境に恵まれ、世界的に見ても生物多様性保全を図る上で非常に重要な地域である。加えて、島唄や八月踊り等の多様で個性的な伝統文化や冬期における温暖な気候等、他の地域にはない魅力をも有している。

奄美群島においては、こうした特性を生かしながら、地理的・自然的特性に即した振興開発を着実に進め、本土との格差は正や諸課題の解決を図っていくことが重要である。

2 振興開発の方向

本基本方針及び鹿児島県が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

なお、沖縄振興に関する諸施策の状況やそれとの調和を考慮するとともに、各分野において沖縄との連携を図るものとする。

(1) 奄美群島の特性を生かした産業の発展による雇用機会の拡充

奄美群島においては、特に若年層を中心に人口流出が続いているが、人口の社会減の総数は減少傾向にある。二地域居住やU I ターン等の活性化に努めるとともに、地域産業の振興や人材の育成等により、U I ターン者を含む若年層を中心とした雇用機会の拡充を促進し、人口の社会減の更なる縮小を図る。そのため、奄美群島の特性を最大限に生かすものとして、平成25年2月に奄美群島内12市町村が同群島の自立的発展に向けて策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」（以下「成長戦略ビジョン」という。）も踏まえ、農業・観光・情報通信を雇用創出のため成長が期待される重点3分野として引き続き取組を進める。

農業については、さとうきびを基幹作物としつつ、島ごとの特性・独自性を生かした農業の高付加価値化の進展を図るとともに、地域ブランドの確立や農産物を生かした6次産業化等の戦略的な取組を推進する。

観光については、世界自然遺産の推薦地を有する島々として、魅力向上に積極的に取り組むとともに、地域の自然環境や生活文化等の資源を保全し、その魅力を伝える持続的な観光の振興を図り、地理的に東アジアに開かれた位置にあるという利点を生かしつつ、沖縄等近隣地域との連携を図る。

情報通信については、地理的不利性を抱える離島においても定着が可能な産業であることから、島外からの企業誘致と産業を支える人材の育成により群島内における産業集積を図る。

また、観光と組み合わせた農林水産業の取組や、農業・観光の分野への情報技術の提供等、重点3分野相互間の連携を進め、相乗効果を創出する。

(2) 世界自然遺産推薦地及び国立公園としての環境保全と地域資源を生かした観光振興

奄美群島は、生息・生育する固有種や希少種等貴重な野生動植物、美しいさんご礁の海、亜熱帯性の森等、多様で豊かな自然環境を有している。こうした自然環境を保全するとともに、自然や伝統とのかかわりを感じることができる質の高い自然体験や環境教育の場と機会を提供するため、平成29年3月に奄美群島国立公園として指定されている。また、同公園の陸域の一部を含む「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、令和2年の世界自然遺産登録を目指し、平成31年2月にユネスコ世界遺産センターへ推薦書が提出されたところであり、希少野生動植物の保護増殖、外来生物対策等、この貴重な自然環境を保全するための施策に積極的に取り組む。

各種事業の実施に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）も視野に入れた持続的かつ効果的な取組を推進するとともに、この多様で豊かな自然環境との調和に十分配慮する。

また、世界自然遺産登録に向けて観光客の増加が予想される中、過剰利用による核心地域等への環境負荷を低減させるため、適正利用のルール設定等を通じて地域資源を生かした質の高いエコツーリズムを推進し、自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光の振興を図るなど、他地域のモデルとなるような取組を進める。

(3) 奄美群島全体としてのポテンシャルの発揮

奄美群島全体としてのポテンシャルをより一層発揮し、観光面での追い風を群島各島の活性化へと波及させていく必要がある。

このため、奄美群島が一体となった情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開する。

特に、奄美群島内12市町村が一体となって策定した成長戦略ビジョン並びに成長戦略ビジョン後期基本計画及び同実施計画（平成31年2月）を踏まえ、地域の主体的な取組を積極的に支援していくことが重要である。

その際、奄美群島12市町村により構成される奄美群島広域事務組合等を活用した広域連携の強化を図る。

(4) 住民の生活の利便性の向上

世界的にも豊かな自然環境、生活に密着した独自の伝統文化、豊かで個性的な食文化といった奄美群島に特有の魅力と価値について、群島民一人一人がしっかりとその認識を共有して、地域において次世代につないでいくことが重要である。

このような理念の下で、奄美群島において生活の安定及び福祉の向上を図るため、介護、医療、防災、教育等の定住環境の整備を進めていく。

(5) 社会資本の整備及び維持管理

これまでの数次にわたる振興開発計画により、社会資本整備が着実に進んできたが、昭和28年に本土復帰を果たしてから65年が経過し、この間に整備した公共施設の老朽化が進んでいることから、鹿児島県及び群島内市町村が策定した公共施設等総合管理計画等を踏まえた既存施設の老朽化対策等を含め、必要な社会資本の整備及び維持管理を引き続き行っていく。

III 奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

奄美群島の振興開発に関する各分野についての基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の施策や事業の実施に当たっては、国、鹿児島県、群島内の市町村、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

その際、各事業主体は、奄美群島振興交付金及び産業振興促進計画認定制度を効果的に活用する。特に、地域の創意工夫をより一層促し、奄美群島の成長戦略を更に加速させるため、雇用拡大、人材育成又は交流人口拡大に資する事業のうち、民間と連携した新しい取組については、交付率のかさ上げ等による地方負担の軽減を図る。また、奄美基金が、商工会議所等との連携や経済情勢の分析等のコンサルティング機能の充実等を図っていることから、鹿児島県及び群島内市町村は、奄美基金の財務の健全性に留意しつつ、奄美群島の産業の振興・雇用の拡大に向け、奄美基金が活用されるよう連携・協調を図るものとする。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるため、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

(1) 農林水産業の振興

奄美群島は、大消費地が遠いことや台風の常襲地帯に位置すること等の不利性を有しているが、冬期も温暖な亜熱帯性気候帯に属しており、周辺に良好な漁場が多いこと等の有利性も有していることから、このような地域の特性に十分対応した農林水産業の振興を図る。

そのため、奄美群島の地理的・自然的特性に対応した農業用水の確保等農林水産生産基盤の強化やさとうきびの生産対策、特殊病害虫対策を行うとともに、台風強い平張ハウスの整備等による高付加価値型農業の育成、地域特産漁業資源の管理、沖合・沿岸漁場の整備開発等を促進する。

また、島ごとの特色ある農林水産物、本土の端境期に出荷する作物等地域特性を生かした特産物の開発及び普及並びに農林水産物を生かした6次産業化や地域ブランドの確立を図る。併せて、奄美群島の豊かな自然環境等の観光資源を生かし、観光業と連携した取組を進めるとともに、ロボット技術・IoT等の情報技術を活用したスマート農業を推進する。

(2) 情報通信産業等の振興

情報通信技術を活用した産業の集積を図るため、超高速ブロードバンド等情報通信基盤の整備の推進、インキュベーション施設の活用による情報通信産業を担う企業の誘致や起業の促進、同産業を支える人材の育成等に取り組む。

また、農業・観光の分野に情報通信技術を提供することを通じて、一層の振興に貢献する。

(3) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興

大島紬や黒糖焼酎等の在来の地場産業については、奄美群島内外の市場における情報発信等の取組を通じた競争力の強化、情報化への対応、流通体制の強化、新商品の開発等に対する支援に努める。

また、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、創業・事業拡大の促進による雇用の場の確保、働き方改革を踏まえた省力化、先端的な技術の導入並びに観光をはじめとする産業間の連携を推進する。

2 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

奄美群島では、人口減少が継続しており、特に若年層の人口流出が続いていることから、若年層を中心とした雇用機会の拡充が必要であり、島ごとの特性や独自性を生かした産業の振興を図る一方で、地域における自主性や創意工夫を生かした良好な雇用機会の拡充や産業の振興に必要な実践的な職業能力の開発及び向上等、就業の促進のための施策に取り組む。

このため、地域雇用開発促進法に基づく事業主に対する雇入れ助成や、雇用創出、能力開発、就職促進を一体的に行う地域雇用活性化推進事業等の活用を促し、地域の実情に応じた自治体等による雇用機会の拡充を支援する。

3 観光の開発に関する基本的な事項

(1) 世界自然遺産登録に向けた動きを踏まえたエコツーリズム等の推進

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的に生かすことができる産業である。世界自然遺産登録に向けた動きを奄美群島の魅力の向上の機会ととらえ、現在とともに世界自然遺産登録を目指している沖縄や平成5年に世界自然遺産に登録された屋久島との交流連携を促進しながら、奄美ブランドとしての確立も視野に入れつつ、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光の振興に群島各島が連携して取り組む。

このため、世界的にも貴重な奄美群島の自然環境を将来にわたって維持しながら、観光資源としての利活用を図るため、自然保護上重要な地域において認定ガイド同行の義務づけ等のルール設定とその適正な運用を図るとともに、質の高いエコツアーガイドの育成や計画的な受入環境整備等の取組を進めることにより、リピーターの増加と観光地としての評価の向上を図る。

また、観光キャンペーンとして、引き続き東京・大阪・鹿児島等から奄美群島を訪れる観光客を対象に航空運賃の実質的な負担軽減等を行うとともに、各島において観光客が訪れたいくなるような魅力を高めながら、群島各島の広域連携により本土等との交流活動等を推進する。併せて、大都市圏や海外からの観光客を、沖縄をゲートウェイとして奄美群島へ呼び込むための取組を推進する。

(2) 地域特性を生かした奄美らしい魅力を体感できる観光スタイルの構築

観光の開発に当たっては、奄美群島の豊かな自然や景観に加え、島唄や各種祭り等に代表される多様な個性的な伝統文化、独自の食文化等の地域資源を活用しながら、その魅力を最大限に活用した体験・滞在型観光を推進するとともに、こうした地域資源に身近に触れることができる民泊の促進等を図ることにより、奄美らしい魅力を体感できる質の高い観光スタイルを構築していく。

このため、群島外部の人材を含めた多様な主体の連携による魅力的な観光コンテンツの開発や国内外への戦略的なプロモーション、リピーターの確保に向けた取組、クルーズ船等で来訪する国内外からの観光客の受入環境の整備や地域の受入体制の構築を推進する。

その際、地域特性を生かした地場産業と連携して、大島紬の泥染め・織り体験ツアーや黒糖焼酎の蔵元巡りツアー等のコンテンツを充実することにより、地元産品の認知度を上げ、購買意欲を喚起していくほか、国内外からのスポーツ合宿の誘致を促進するため、現地における送迎や既存施設の活用等、受入体制を確保するとともに、これらスポーツ環境についての情報発信に努める。

(3) 奄美群島全体としての受入環境整備

観光による産業振興や地域活性化等の効果を奄美群島全体に波及させていくためには、広域連携による奄美ブランドの発信等の取組を進めるとともに、各島固有の伝統文化や景観に対する認識を深めつつ、各島において魅力ある受入環境を整備することが重要である。

このため、群島各島が連携した観光振興の取組の充実とともに、各島において住民と行政による良質のサービスの提供、農林水産業や地場産業との連携等を図るなど、島ごとの独自性を重視した総合的な観光の開発に努める。

また、産業振興促進計画認定制度に基づく特例制度のほか、地域通訳案内士の育成やキャッシュレス化への対応等、国内外からの観光客の受入環境整備や地域の受入体制構築を推進することにより、利便性・快適性を向上させ、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。

4 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

(1) 交通施設の整備

道路、港湾、空港等の交通施設は、奄美群島の住民の生活圏の維持、人の往来・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上で重要な生活・産業の基盤である。

このため、奄美群島の景観にも配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために、必要な交通基盤の整備及び老朽化・長寿命化対策等を含めた維持管理を推進する。

(2) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化等

奄美群島と本土との間及び奄美群島内の航空路線・離島航路は、住民にとっての生活路線であり、かつ、群島内の事業者等にとっては業務上も欠かせないインフラであることから、その安定的な運航を確保するとともに、住民や住民に扶養されている群島外在住の学生等を対象に運賃の軽減を図る。

なお、航空運賃の軽減等については、鹿児島県、群島内市町村及び各事業者等の関係者が連携・協力して、これを推進するとともに、併せて路線の充実等を目指す。

次に、物資の流通に関しては、特に地域の特性に応じた農林水産物及び加工品について、本土等との競争条件の格差を解消し、その積極的な販路・生産拡大に資する観点から、輸送費の軽減を図る。また、原材料等の移入に係る輸送費についても軽減を図る。

このほか、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保並びに人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について、検討を行う。

(3) 情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、奄美群島の地理的制約を克服する上で極めて有効な手段であり、その推進により、医療や教育のほか、特産品のPRや販路拡大等、奄美群島の魅力を広く情報発信することが可能となる。また、情報通信産業等各種産業の振興開発の基盤ともなる。

このため、奄美群島の中でも超高速ブロードバンドが整備されていない地域もあることから、情報通信ネットワークの整備等を推進し、情報通信技術を活用した住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るための情報通信体系の充実に努める。

5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

若年層やUIターンを希望する者に加え、二地域居住により奄美群島に居住しようとする人々の定住意欲を促進し、奄美群島の活性化を図るため、生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の形成に努める。

このため、生活基盤の整備について、生活水の安定確保、公共下水道の整備、道路・都市公園の整備、公営住宅の整備等により、良好な居住環境の整備を推進し、安らぎと潤いのある生活空間の形成を図る。

また、環境に優しい循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理を促進する。

6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

奄美群島は、市町村の合計特殊出生率が全国でも高い水準にあるなど、長寿・子宝・癒やしの島としての社会的特性を有していることから、その要因について研究するとともに、その豊かな地域資源を生かし、保健、福祉及び医療の連携による総合的な健康づくりへの取組を促進する。

また、住民の生活や農林業の振興にとって大きな阻害要因となっているハブの駆除対策及び咬症対策を促進する。

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

奄美群島では、高齢化が進み、医療や介護の需要が高まってきていることに対応し、地域の実情や高齢者のニーズに合った高齢者福祉の充実や、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができる長寿社会づくりを推進する。

また、相互扶助の気風が強いこと等、奄美群島の特性を生かした子育ての環境整備や、障害者が社会活動へ積極的に参加するために必要な支援等の障害者福祉対策等、地域ぐるみの福祉環境の整備を促進する。

なお、他の地域との間の介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

8 医療の確保等に関する基本的な事項

奄美群島には、依然として無医地区が存在する等医療水準が十分でなく、本土から隔絶した外海に位置するという特殊事情から、必要な医師の確保や診療所等の施設の充実、島外への救急患者の輸送の対応等、医療体制の充実が重要な課題である。

このため、中核的な病院による支援・協力体制の構築、遠隔医療支援システム等の活用、医師・看護師の確保等により、必要な医療水準の確保を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、鹿児島県が医療計画を策定するに当たっては、奄美群島において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。

なお、他の地域との間の保健医療サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

9 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

奄美群島は、台風、梅雨期の集中豪雨等、自然災害の発生しやすい状況下にある。

このため、災害を防止し、及び災害が発生した場合において住民及び外国人観光客を含む観光客が孤立することを防止するため、奄美群島において、国土保全施設、避難施設、交通施設、農地防災施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進に努める。

10 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、貴重な野生動植物、照葉樹林や美しいさんご礁等多彩で豊かな自然環境を有しており、世界的にも高く評価されている。このため、奄美群島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物対策、自然公園の適正な保全及び利用等の推進を図る。

また、世界自然遺産の推薦地として、希少野生動植物の保護増殖、外来生物対策、自然再生等の取組を継続して推進するとともに、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働による保管理体制を整備する等の取組を進める。

なお、各種事業の実施に当たっては、奄美群島の生態系や天然の景観を損なわないように、人と自然との共生、自然環境との調和等に十分に努める。

さらに、公害の発生を未然に防止するとともに、良好な生活環境を維持し、奄美群島独特の豊かな自然環境を保全するため、大気及び水質の保全、騒音の防止に努めるとともに、廃棄物等の排出抑制や適正処理の推進、環境への負荷の少ない農業の推進等に努める。

11 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であることなど様々な長所を有しているが、奄美群島は、日照条件や風況が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や離島周辺での再生可能エネルギーの活用等、地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進する。

また、奄美群島における石油製品の流通コストは、島の大きさや流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げするための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。

さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件における他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る。

12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

(1) 教育の振興

奄美群島の自立的発展を促進するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習を推進することにより、奄美群島の将来を担う人材を育成していく。

このため、奄美群島特有の魅力ある自然や文化・伝統等を生かした体験学習や都市部の児童生徒が自然豊かな農山漁村での生活を体験する山村留学、ICTを活用した教育の推進等、地域の特性に応じた教育を進めるとともに、公立学校施設の整備・充実を図る等、必要な教育環境の整備を推進し、創造性豊かな人材の育成を図る。

また、島内に高等学校等が存在せず、隣接する島の高等学校等へ通学する場合等における当該通学又は居住に対する支援を図るほか、奄美群島における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮をする。

併せて、地域に開かれた学校づくりを進め、多様化・高度化する地域住民の学習ニーズに対応した生涯学習社会の形成や社会教育活動の促進に努める。

(2) 文化の振興

奄美群島の固有の伝統行事や民俗文化財、ユネスコによって消滅の危機にあると認定された方言等の文化を後世に受け継いでいくためには、地域住民の間でその保存・伝承に努めるとともに、こうした固有の文化に対する国民の理解を深めることが必要である。

このため、本土の人々も含めて、これらの固有の文化に触れ合う機会を積極的に設けるとともに、固有の文化の保存、伝承の促進に努める。

今後は、固有の伝統行事や民俗文化財等について、更に群島民一人一人がしっかりとその魅力と価値についての認識を共有して、地域において次世代に確実に伝承できるよう取り組むとともに、島内外に情報発信し、一層の自立的発展に向けて、地域を主体とした取組の定着を図る。

13 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

奄美群島の魅力を生かし、奄美群島の自然、文化、歴史等の研究等の目的で来島する人々や二地域居住、UIターン等による定住者を拡大することは、経済・文化面での交流の活性化を促し、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、奄美群島の人口の社会減を抑制しつつ自立的発展を促進する上で極めて重要である。

このため、世界自然遺産の推薦地として、引き続き屋久島や沖縄との連携を図るとともに、奄美群島が一体となった広域連携による取組に加え、全国各地の奄美群島出身者等との連携も図りながら、奄美群島の特徴、魅力や役割を積極的かつ印象深く国内外に発信し、他地域との交流等を推進する。また、同群島外の地域の子供達の修学旅行や体験学習の場として同群島をPRしていく。

特に、今後の国内外からの来島者拡大に向けてゲートウェイとしての役割も期待される沖縄との間で、観光拠点を結んだネットワークの形成、固有の民俗芸能を通じた文化交流、気象的条件が類似している農林水産業の技術交流、地理的条件が類似している情報関連産業の技術交流等、諸分野における交流・連携を推進する。

14 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

引き続き奄美群島と本土との格差の是正を図るとともに、同群島独特の豊かな自然環境等を生かした地域主体の振興開発を推進していくためには、振興開発の担い手となる人材の確保及び育成や多様な主体による連携・協力が不可欠である。

このため、奄美群島に対する愛着と、地域おこしや起業に対する意欲を持ち、本土の人々や観光客の視点を持って奄美群島の振興開発に当たることができる人材の育成を図る。具体的には、エコツーリズム等で奄美群島の自然、歴史、文化等について観光客に対応し得るガイド能力を有する人材の育成に取り組むほか、外国人旅行者へのガイドを行う人材等の確保・育成を推進する。

また、情報通信分野をはじめとした職業能力の開発や各種の技術習得のための研修の実施による産業の担い手の育成に引き続き取り組む。

15 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

近年、事業者、住民、NPO等が、公共サービスの提供、社会貢献等、行政では対応困難な地域密着型の活動に取り組む状況が見られることから、奄美群島の一層の自立的発展に向け、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりを更に広めていく。

このため、これらの主体のほか、地域づくり支援やNPO支援等のきめ細かな対応等が期待されている奄美基金等様々な関係者間の連携と協力により多様な主体が参画した、共助による地域づくりを推進する。

併せて、奄美基金においては、コンサルティング機能の充実や奄美群島振興施策との連携・協調に取り組む。

IV 奄美群島の振興開発に関するその他の事項

1 奄美群島振興交付金

法においては、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業を、鹿児島県及び群島内の市町村が自らの責任で地域の裁量に基づいて実施できる奄美群島振興交付金制度が規定されている。

鹿児島県は、交付金事業計画の作成に当たっては、地域特性を踏まえた奄美群島の優位性・潜在力を見極めつつ、事業が効果的・効率的であるかを勘案して事業の選択と集中を図るとともに、振興開発に資する観点から必要不可欠な事業であるかを精査する。

このため、交付金事業計画に掲げる事業等には諸施策の目的を明確にする成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について毎年度評価を行い、必要に応じて施策の見直し・改善を行うものとする。

2 振興開発計画のフォローアップ

鹿児島県は、群島内の市町村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について定期的に評価を行い、必要に応じて施策の見直し・改善に取り組むなどのフォローアップを行うことが望ましい。

3 奄美群島の成長戦略に資するための連携体制の構築

近年、奄美群島における地域振興等に向けた活動をより一層推進し、定着させることが求められている。

国、鹿児島県及び奄美群島広域事務組合においては、世界自然遺産登録に向けた動きを契機として、民間と連携した成長戦略の実現や持続的な地域づくりに必要な具体的方策を検討するための連携体制を構築し、学識経験者等の助言を受けながら、奄美群島の魅力についての戦略的な情報発信等も含め、入込客数の増加に対応した受入環境の整備に取り組むものとする。